資料1

これまで講じてきた施策の概要及び現状

・知的財産の創造
・知的財産の保護（国際知財システムの構築に向けた取組の強化等）

平成20年10月31日
知的財産戦略本部
知的財産による競争力強化専門調査会

1. 知的財産の創造 （1／2）

＜①大学、研究機関、企業における創造力の強化＞

図表1：主要国等の研究費の推移（購買力平価換算）

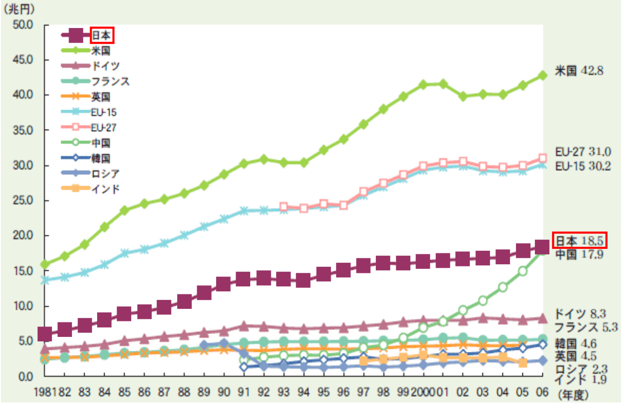

出所：平成20年版科学技術白書

図表2：主要国による世界での特許登録件数

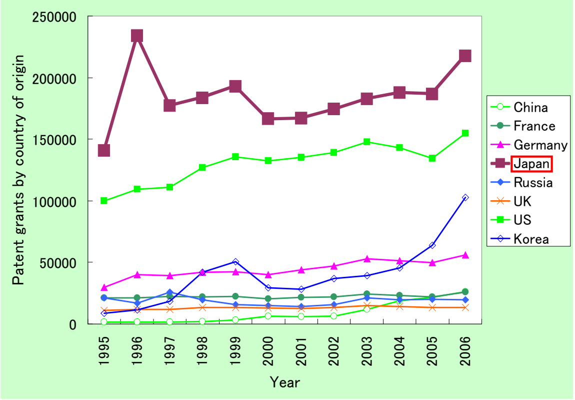

出所：Statistics on Patents, 2008, WIPO

図表3：大学における発明数と特許出願数

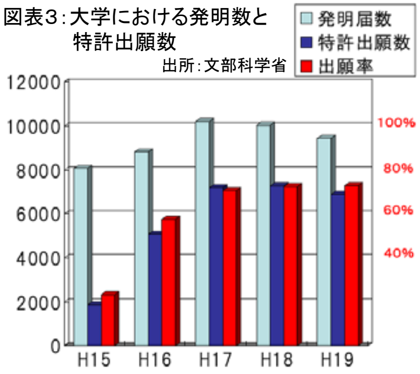

図表4：日米欧による重要特許の国別所有割合の例

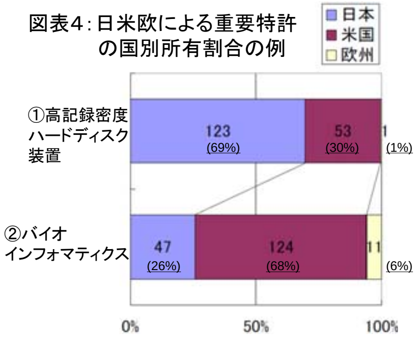

出所：特許庁
注：調査対象期間は、①1999～2005年、②1988～2004年

図表6：大学等における共同研究等の契約相手において外国企業の占める割合（2007年度）

	件数	金額
共同研究	0.69%	1.17%
受託研究	0.40%	0.29%

出所：文部科学省

○知的財産の創造基盤の整備

- 累次の研究開発税制の改正により、試験研究費増のインセンティブを向上（2003、2006、2008年度）。
- 累次の税制改正により、大学等への寄附手続きを簡素化、所得税の寄附金控除の対象範囲を拡大（2003～2007年度）。国立大学法人等における寄附金収入は、556億円（2003年度）から759億円（2007年度）へ増加。
- 政府資金による委託研究開発から生じた知的財産権を受託企業等に帰属させる日本版バイ・ドール制度の対象に「請負によるソフトウェア開発」を追加、措置恒久化（2007年度）。
- 大学等を対象に「特許・論文情報統合検索システム」の運用を開始（2006年度）、企業等も利用可能に（2007年度）。2008年7月までの累計アクセス数は約20000、利用者数は約1300。
- 政府資金による研究開発から生じた大学の知的財産権を他大学で円滑に使用するための基本的考え方を示した指針（2006年度）、ライフサイエンス分野におけるリサーチツール特許の使用に関する指針（同年度）を作成。
- 産業技術の今後の展望や技術的課題を産学官で共有するため、研究開発成果が製品・サービスへつながる道筋や技術目標を示す技術戦略マップを策定し、毎年見直し（2004年度から）。

○知的財産の創造を重視した研究開発の推進

- 職務発明に係る相当の対価の定め方について規定する改正特許法35条が施行され（2005年度）、大多数の企業が対応し（2005年度、調査対象企業の92%が対応予定又は対応済み）、主要43大学は2005年度中に全て対応済み。
- JSTにより大学等の海外特許出願経費を支援（2003年度から）。

図表5：社会ニーズに応じた基礎研究の例

産業技術総合研究所と九州大学は、2006年7月、九州大学伊都キャンパスに「水素材料先端科学研究センター」を設立。

当該センターでは、水素を安全・簡便に利用するための指針を産業界に提供し、水素社会に向けた基盤整備を行うことを目的として、水素先端科学基礎研究を推進している。

出所：産業技術総合研究所HP

図表7：各国及び大学における外国由来の研究開発費の占める割合

	日	独	仏	英
全体	0.32%	2.47%	8.83%	17.2%
大学	0.02%	3.18%	2.67%	8.15%

出所：NSF Science and Engineering Indicators 2008
注：全て2004年のデータ。米国のデータは存在せず。

図表8：日米欧出願人の自国特許庁への出願構造

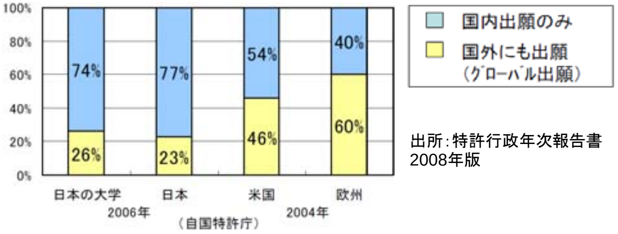

出所：特許行政年次報告書2008年版

図表9：世界全体のPCT出願における大学出願の占める割合の日米比較

日本	米国
2.1%	9.0%

出所：WIPO HP
注：2007年出願上位500機関のデータを集計。

図表10：JSTによる大学への海外特許出願支援件数

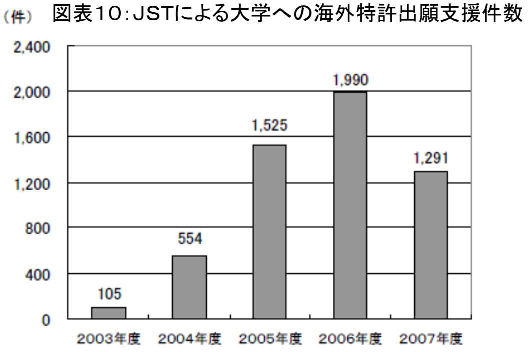

出所：文部科学省

＜②産学官連携による知的財産の円滑な事業化＞

○大学等やTLOの体制整備促進

- 「大学知的財産本部整備事業」にて、大学等の知的財産の創出・管理・活用の基盤を整備（43件/54機関を採択、2003～2007年度、事業総額約132億円）。「産学官連携戦略展開事業」にて、国際的な産学官連携活動の強化等を実施。（戦略展開プログラムで55件/66機関を採択、2008年度）。
- 47の承認TLO（技術移転機関）が存在（2008年9月末）。
- 国立大学法人からのTLOへの出資、外部TLOの大学知的財産本部への統合等、大学とTLOとの連携が進展。
- 産学官連携、知的財産、利益相反の各ポリシーは、大学知的財産本部整備事業対象の代表43機関で整備済み（2008年4月現在）。
- 大学知的財産本部とTLOの連携・協力を促進する「大学技術移転協議会」が設立され、37のTLO及び36の知的財産本部が参加（2008年7月現在）。全国の産学連携実務者のスキル向上のため、毎年研修会を開催。
- 「大学知的財産本部整備事業」実施機関において特許関連経費は増加し、自己財源の割合は5割超。
- 大学等の特許出願件数、特許実施件数、特許実施料収入はそれぞれ増。
- 京都大学は、iPS細胞研究関連知的財産の管理体制を強化（2008年度）。

○その他産学官連携へ向けた環境整備

- 大学における知的財産の管理や活用等のルールづくりを促すため、共同・受託研究のあり方等に関する報告書を取りまとめ、関係機関に周知（2005年度）。
- 教員の発明に関する権利を大学に帰属させる原則の採用増（2007年度、国立大学法人の96%で原則機関帰属）。
- 産学官連携サミット（11月）、産学官連携推進会議（6月）を毎年開催。

○大学発ベンチャー

- 大学発ベンチャーの数が1773社に達する一方で、合併及び活動停止したものは150社（2007年度末時点）。単年度黒字化は3割以下。
- 国立大学法人等がライセンス対価として株式を取得することが可能であることを明確化（2004年度）し、同様に取得したストックオプションを現金化する過程でのその権利行使による株式取得が可能であることを明確化（2008年7月）。

図表11：大学等における特許実施料収入

出所：文部科学省

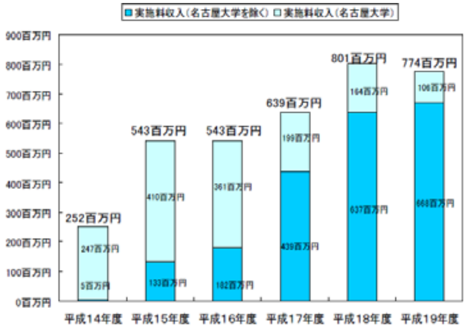

図表14：我が国の大学・承認TLOからの特許出願の審査結果の状況

出所：特許行政年次報告書2008年版

注：発送日ベース。企業等との共同出願を含む。

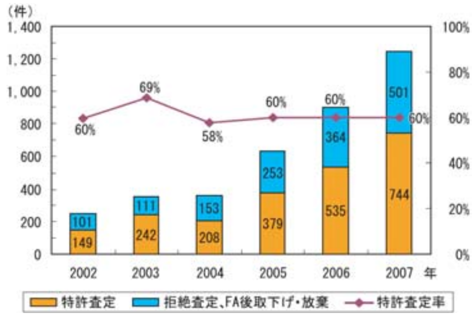

図表12：大学等の共同研究・受託件数

出所：文部科学省

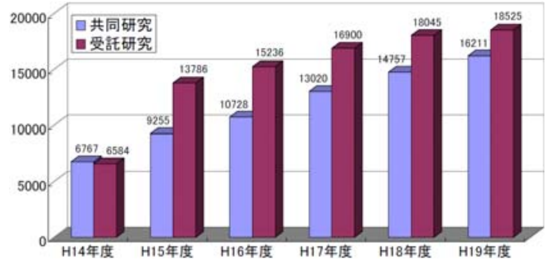

図表13：日米の大学等における知財関連活動の比較

	日本（文科省・経産省調べ、2007年度）	米国（AUTM調べ、FY2006）
機関数	知的財産本部等・承認TLO（重複除く） 204	155
特許出願件数	7569件 （2007年）	10183件
特許取得件数	744件 （2007年）	2,792件
実施許諾件数	5,538件	25,308件
実施料収入	11.6億円	12.5億ドル

注）日本の実施許諾件数及び実施料収入は特許権に係るもののみ。米国については特許権のほか著作権等に係るものを含む。日本の実施料収入に特許権のほか著作権等に係るものを含めた場合、28.1億円。

図表15：産学官連携の多様な成功事例

【産業界・社会のニーズへの対応】

○九州大学、産業技術総合研究所「水素材料先端科学研究センター」
- 産業界のニーズを踏まえ、水素を安全・簡便に利用するための指針を業界に提供することにより、水素社会到来に向けた基盤整備を行う。

○東京理科大学、企業4社、福祉法人等2機関「自立歩行を可能としたアクティブ歩行器（ハート ステップ）」
- 大学主導で開発、企業によるノウハウ提供、福祉法人等における紹介、臨床実験を経て実用化し、障害者福祉の面で社会貢献。

○京都大学、ローム（株）他4社「有機系電子デバイス研究に関し、競合しない企業の垂直統合と大学との連携」
- 5社と京都大学による体制を構築し、研究テーマを学内公募、大型研究を実現。共同出願特許135件、論文・学会発表194件。

【創業拠点】

○岡山リサーチパークインキュベーションセンター（ORIC）、県の2機関
- 創業を図る企業・個人を支援する拠点（ORIC）を整備。将来性の高い起業家を多数発掘・成長させ、平成19年度までに26社の企業を創出。

【ベンチャー】

○理化学研究所、（株）メガオプト「次世代高性能レーザー技術の開発」
- 理研初の認定ベンチャーとして現（株）メガオプトを設立し、次世代高性能レーザー技術を研究用・産業用に実用化。平成18年度は4億円を超える売上げ。

【地域・中小企業の活性化、クラスターの形成】

○函館地域産業振興財団他「函館マリンバイオクラスター形成」
- 地域水産資源の付加価値向上を図るための研究開発を実施し、平成15年から平成18年度までに商品化70件。産学官連携のネットワークが拡大中。

○徳島大学、2公的機関、新光電装（株）他6社「定在波利用距離センサー」
- 中小企業を含む7社とのコンソーシアム、パテントプールを形成。

図表16：国内特許権利用率

大学（2004年度）	大学（2005年度）	全体（2006年度）	中小（2006年度）
14.7%	22.4%	49.7%	62.9%

出所：特許行政年次報告書2008年版

図表17：参考（本年6月報道）： 一部の国立大学等は、インテレクチュアル・ベンチャーズ（IV）*）と提携。

＊）発明の創造に投資し、発明を資産として有効活用して運用することを目的とする米国のファンド。ファンド規模は計30～60億ドル。

図表18：大学発ベンチャーの設立と残存数

	設立計	残存数	残存率
日本（～2007年度）	1,923	1,773	92.2%
米国（～FY2004）	4,543	2,671	58.8%

出所：経済産業省、AUTM FY2004 Survey

＜①国際知財システムの構築に向けた取組の強化＞

○世界特許システムの構築

- 「特許審査ハイウェイ（PPH：Patent Procecution Highway）」を我が国から諸外国に提案、実施。韓国、米国との間で、2007年度より開始（米とは、2006年度より試行）。独、英、デンマークとの間で現在試行中。
- 日本特許庁では、PCTに基づく国際調査と国内出願審査との同時着手を2003年度に開始（同時着手案件の場合、国際調査手数料97,000円のうち、41,000円を出願人に返還）。
- 日本等の働きかけにより、PCTに基づく国際出願料を5％引き下げ（2008年7月から）。
- 日米欧三極特許庁の間で審査結果の相互利用を拡大させるための活動を行う「ワークシェアリングの強化発展作業部会」を設置（2007年度）。
- 日米欧三極特許庁の間で共通の出願様式について2007年度に合意（ 年間、三極間で660億円のコスト（明細書等作成に係る費用）削減をもたらすとのユーザーの試算あり）。
- 実体特許法条約については、2005年度以降、特許制度の調和に関する先進国会合を開催し、検討を進め、2006年度、先願主義への統一を含む骨子案をベースに条約草案の作成を行うことにつき合意。他方、米国と欧州との対場の相違が顕在化し、交渉は難航中。
- 2007年度に優先権書類の電子的交換を日米間でも開始（日米欧三極の出願人全体では、優先権書類の電子的交換により、年間55億円のコスト削減をもたらすとの試算あり；日欧間では1999年度から開始）。また、2006年度にWIPOにおいて世界中で電子的に優先権書類交換を行うための枠組みの設立が承認され、現在詳細を検討中。
- 特許庁は、企業経営者等との懇談会の実施（2005年度～2007年度、延べ850社以上）を通じ、国際関連出願への重点化など権利の戦略的取得を産業界に促した。

○アジア地域等における知的財産制度の整備

（経済連携協定：EPA）
- 知的財産に関する規定を含むEPAの締結を目指し交渉を実施。シンガポール、メキシコ、マレーシア、チリ、タイ、ブルネイ、インドネシアとの間で発効済み。フィリピン、ASEANとの間で署名済み。スイス、ベトナムとの間で大筋合意済み。インド、豪等との間で交渉中。
- EPA締約相手国における迅速な特許の取得を可能とするための早期審査（インドネシア、マレーシア、タイ、フィリピン）及び優先審査（マレーシア、タイ）の導入、周知商標の保護強化（外国で周知の商標について、不正目的でされた商標登録・出願を拒絶又は取り消す旨の規定の導入：インドネシア、マレーシア、タイ）、エンフォースメントの強化を実現。

（制度・運用改善の働きかけ）
- 中国専利法（特許法・実用新案法・意匠法に相当）の改正に併せて、中国からの訪日調査団を受入れ、法改正案について協議し、追加的な改正を要請（2006年度）。
- 我が国の地名、品種名等が海外（特に漢字文化圏）で、第三者により商標登録されることを防止するため、各国に対し、商標制度・運用の改善を働きかけを実施中。
- 官民合同ミッション等を通じた働きかけにより、中国の保護対象植物数が増加（平成15年87種→平成17年139種→現在151種）。

（人材育成、情報化システム、審査協力等）
- アジア地域を中心として人材育成を目的とした研修生の受入れ（1996年度～2007年度で延べ2830名）、情報化システム構築のための専門家の派遣を実施。
- 我が国出願人が効率的に権利を取得できるよう、我が国の特許審査の結果を外国特許庁に提供する高度産業財産ネットワーク（AIPN: Advanced Industrial Property Network）を開設し、現在、中国、韓国、インドネシア、マレーシア、フィリピン、タイ、台湾、ベトナム等が利用。
- 各国の植物新品種保護制度の整備・調和に関する技術協力及び人材育成等を推進するための「東アジア植物品種保護フォーラム」を提唱し（2007年度、ASEAN+3農業大臣会合）、第1回会合を2008年7月に東京で開催。

図表19：世界の特許出願件数

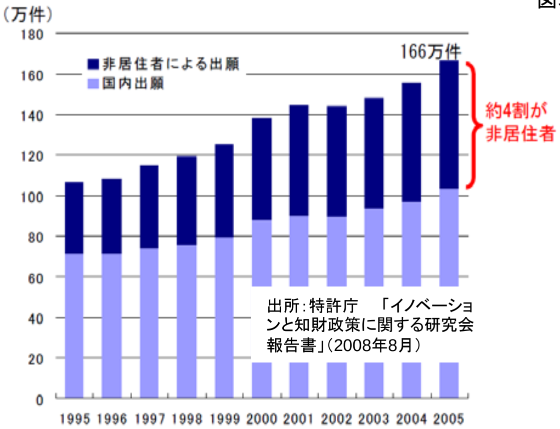

出所：特許庁 「イノベーションと知財政策に関する研究会報告書」（2008年8月）

図表22：外国での特許取得に要する費用（1ヶ国あたり）

	全体費用	うち内外代理人費用（上段） うち翻訳費用（下段）
パリルート	131万円	71万円 35万円
PCTルート	109万円	56万円 26万円

※「パリルート」とは、パリ条約に基づく優先権主張を伴いつつ各国に直接出願するルート。「PCTルート」とは、特許協力条約に基づく国際出願制度を利用して各国へ出案するルート。
※上記費用は<u>アンケート調査で回答された費用の平均値</u>（翻訳費、代理人費用、出願料等）。**<u>PCTルートについては、5カ国に出願した場合の1カ国あたりの費用</u>**。

出所：「国際出願費用の比較と我が国企業の出願動向」（平成20年9月16日、（社）日本国際知的産保護協会）
（留意）一般的に多くの国に出願する場合は、PCTルートの方が1が国あたりの費用は少なくなると言われている。上記費用は、あくまでアンケート調査に基づくもの。<u>実際の外国出願に要する費用は、請求項数、明細書数等に応じて、また、出願国数に応じて異なる。</u>

図表20：特許審査ハイウエイ利用実績（累計）

日→米	627件	米→日	396件
日→韓	127件	韓→日	42件

※日本からの件数は、2008年9月時点、日本への件数は、2008年10月時点で集計。

図表21：日本から／日本への特許出願

	日本からの出願	日本への出願
米国	76,839	24,961
中国	32,801	505
ヨーロッパ特許庁	22,153	－
韓国	17,604	7,220
ドイツ	3,618	7,980
カナダ	2,498	755
オーストラリア	1,625	593
タイ	1,574	11
シンガポール	1,261	376
ブラジル	1,239	63
英国	759	1,814
ロシア	748	33
インド（※）	（※）626	167
メキシコ	551	24

※ 日本からの出願数は、Statistics on Patent 2008, WIPOに基づく。日本への出願数は、特許行政年次報告書2008年版に基づく

図表23：中期的海外事業展開見通し＜強化・拡大する企業数＞

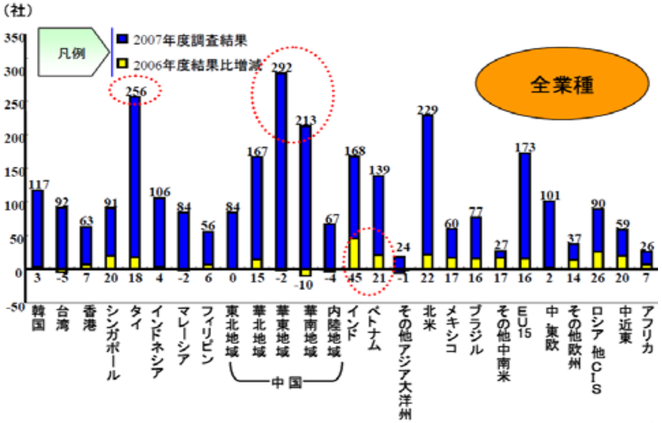

出所：JBIC「2007年度海外直接投資アンケート結果＜速報版＞」（2007年11月）

図表24：BRICs諸国に対する日本及び米国からの特許出願数
（Statistics on Patent 2008, WIPOに基づき作成）

	中国(2006年)		インド（2004年）		ブラジル（2006年）		ロシア（2006年）		参考：タイ（2006年）	
全出願数	210,501		17,466		24,074		37,691		6,248	
日本からの出願数	32,801	15.6%	626	3.6%	1,239	5.1%	748	2.0%	1,574	25.2%
米国からの出願数	20,536	9.8%	4,053	23.2%	8,372	34.8%	2,448	6.5%	1,827	29.2%

＜④新技術等の知的財産の適切な保護＞

○特許の保護

（医療分野の特許保護）

- 遺伝子組換え製剤などの医薬品及び培養皮シート等の医療機器を製造するための方法は、同一人に戻すことを前提とする場合であっても特許対象とする旨の審査基準の改訂（2003年度改訂。2008年6月までに、当該審査基準の改訂に係る発明について22件登録）。
- 複数の医薬の組合せや投与間隔・投与量等の治療の態様で特定しようとする「医薬発明」、医療機器自体に備わる機能を方法として表現した「医療機器の作動方法」を特許対象とする旨の審査基準の改訂（2005年度改訂。2008年6月までに、当該審査基準改訂に係る発明について76件が登録）。
- 知財戦略本部「知的財産による競争力強化専門調査会　ライフサイエンスPT」において、特許権の存続期間延長制度（遺伝子組み換え生物、ドラッグ・デリバリー・システム（DDS）の対象追加等、存続期間延長制度全体の在り方の検討）、先端医療技術の保護の在り方について議論。
- 特許権の存続期間延長制度について、産業構造審議会知的財産政策部会特許制度小委員会（特許権の存続期間延長制度WG）において、詳細に検討中。
- 先端医療技術の保護の在り方について本専門調査会先端医療特許検討委員会において検討を行う予定。

（他の分野）

- 「情報通信分野」「環境分野」「ナノ・テクノロジー分野」についても本専門調査会各プロジェクトチームにおいて知的財産制度の在り方を検討（2007年度）。
- 特許審査基準を定期的に点検するため、「審査基準専門委員会」を2008年9月に産業構造審議会知的財産政策部会特許制度小委員会に設置。

○実用新案の保護

- 早期実施が必要な技術（玩具、生活用品、スポーツ用品、建築資材等の開発リードタイム及び製品ライフサイクルが短い製品の技術）の保護の要請に応じ、実用新案の保護期間を6年から10年に延長するとともに、実用新案登録に基づく特許出願を可能とする制度改正を実施（2005年度）。

図表25：実用新案登録出願数推移

	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年
新実用新案出願件数	8,778	8,587	8,155	7,983	11,386	10,965	10,315

出所：特許庁　「特許行政年次報告書　2008年度版」

○デザインの保護

- 意匠権の存続期間を登録後15年から20年に延長。情報家電等の操作画面のデザインを保護対象とした。（2007年度）
- 2008年8月に産業構造審議会知的財産政策部会意匠制度小委員会に意匠審査基準WGを設置し、現在、動くデザインについて一つの出願において認められる範囲の明確化等を検討中。

図表26：操作画面のデザインの例

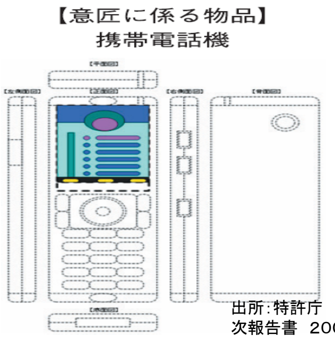

出所：特許庁　「特許行政年次報告書　2007年度版」

○植物新品種の保護

- 登録品種の収穫物段階の権利侵害へ罰則を拡大（2003年度）。永年性植物について25年から30年に、その他の植物について20年から25年に、それぞれ育成者権の存続期間を延長するとともに、育成者権の効力を加工品にまで拡大（2005年度）。登録品種でない種苗に対して登録品種である旨の表示や紛らわしい表示を付することを禁止する等の制度改正を実施（2007年度）。
- 植物新品種に係る出願件数は、2003年度1280件であったものが2007年度1533件と増加。

○ブランドの保護

- 地域名と商品名からなる商標について登録を可能とする地域団体商標制度を導入（2006年度）。（2008年9月末時点で登録査定件数は406件）
- 商品販売に伴う付随的な行為（品揃え、接客サービス等）を商標法上の役務とみなし、従業員の制服、ショッピングカート、レジ袋等に使用する商標を役務商標として保護対象化（小売等役務商標制度、2007年度）（2008年9月までに約7,700件が登録査定）。
- 欧米等で商標法の保護対象となっている「音」「動き」「ホログラム」などの新たなタイプの商標を保護対象とすることをについて、現在、産業構造審議会知的財産政策部会商標制度小委員会（新しいタイプの商標に関するWG）にて検討中。

図表27：地域団体商標の例

・商標「十勝川西長いも」（帯広市川西農業協同組合）

・商標「静岡茶」（静岡県経済農業協同組合連合会、静岡県茶商工業協同組合 ）

出所：特許庁「地域団体商標2008」

○医薬品の試験データの保護

- 薬事法に基づく新医薬品の試験データを保護する期間を6年から8年に延長（欧州8～11年、米国5,6年）（2007年度）。

＜⑤ノウハウ等の適切な管理（意図せざる技術流出の防止）＞

○ガイドライン等の策定・普及

- 「技術流出防止指針」、「金型図面や金属加工データの意図せざる流出の防止に関する指針」は2002年度に公表。「大学における営業秘密管理指針作成のためのガイドライン」の改訂、「しまった！と思ったときにはもう遅い」（中堅・中小企業向け企業秘密保持指針）の策定（2006年度）、「食品産業の意図せざる技術流出対策の手引き」の策定（2007年度）。
- 企業の戦略的なノウハウ管理を促すために、先使用権の立証手法の実例等を紹介したガイドライン（事例集）「先使用権制度の円滑な活用に向けて」を公表（2006年度）。
- 大学等における輸出管理体制の整備等を促進するため、「安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス」を作成し（2007年度）、約900の大学・機関へ配布。

○法制度の改正

- 製造技術や顧客リストの不正取得等に関する罰則の導入（2003年度）、退職後に退職者が行った営業秘密の漏洩に関する罰則の追加（2005年度）等の不正競争防止法の改正。
- 2003年度の営業秘密の漏洩に対する刑事罰の導入（3年以下の懲役又は300万円以下の罰金）以後、2005年度（5年以下の懲役、500万円以下の罰金；法人に対して1.5億円以下の罰金）、2006年度（10年以下の罰金又は1,000万円以下の罰金；法人に対して3億円以下の罰金）にそれぞれ不正競争防止法の刑事罰を強化。
- グローバル化・情報化の進展による技術流出リスク増大に対応するため、技術情報等の適切な管理のための諸方策について、法的措置も含め、2008年度中に結論を得るべく、検討中。

図表28：中小企業におけるノウハウの管理方法

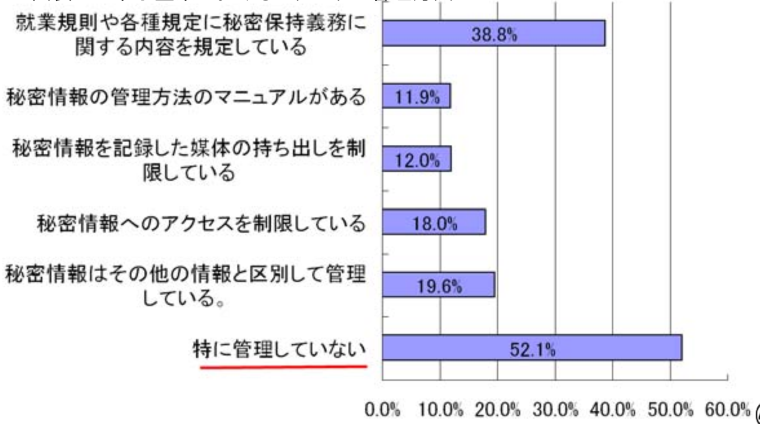

※調査対象：広域関東圏1都10県に所在する、過去特許出願を 行っている中小企業　出所： 関東経済産業局 「中小企業の知的財産活用事例集（2008年）」

図表29：経済産業省アンケート調査結果（2006年度） その1

➢貴社において国内又は海外で技術流出が発生したことはありますか。

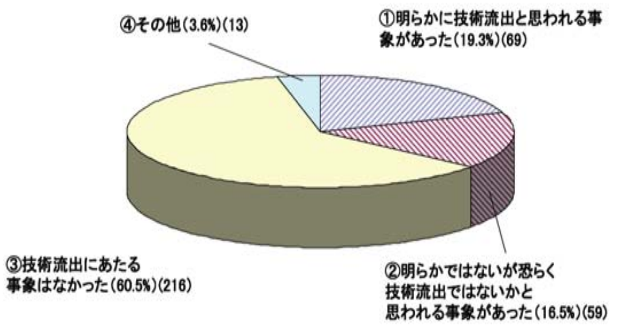

・35%以上の製造関係企業が技術流出があったと回答。

図表30：経済産業省アンケート調査結果（2006年度） その2

➢国内外事業所ともに、再発防止策は過半数の企業で進んでいる一方、約4割の企業はなお技術流出の不安があると回答している。

➢また、効果的な方法が分からないという企業も約2割おり、さらに法律などの規制強化が必要との意見を約2割の企業が主張している。

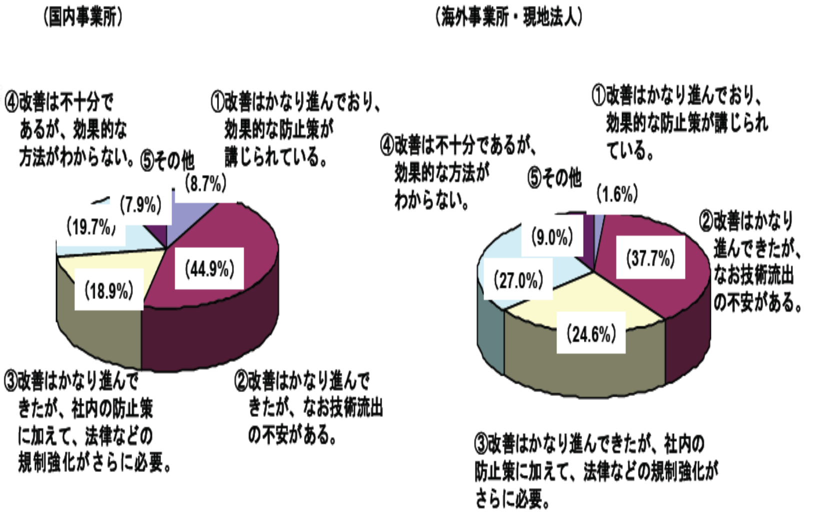

図表31：サプライチェーンのグローバル化に伴う取引先を介した技術流出の問題

コラム　取引先を介した技術流出

半導体材料や液晶材料は日本企業が圧倒的シェアを誇る競争領域として知られるが、その一方で、近年は技術流出が問題視されている。顧客であるユーザーと綿密な擦り合わせを行いながら材料開発を行うこれらの機能性化学材料では、開発段階から顧客にサンプルを提供したり、試験評価データを提供したりしながら量産へと至る。しかし、今や半導体チップや液晶パネルの大口ユーザーは韓国、台湾、中国等のアジア諸国のメーカーであり、しかも、これらの国では大資本のユーザー企業自身が傘下に子会社として材料メーカーを抱えているケースが少なくない。こうした事情から、ユーザーである取引先経由で日本の半導体材料や液晶材料のノウハウが流出しやすいとの懸念を有する企業もある。

（出所： 経済産業省 「2008年版ものづくり白書」）

図表32：サプライチェーンのグローバル化に伴う取引先を介した技術流出リスク（アンケート調査）

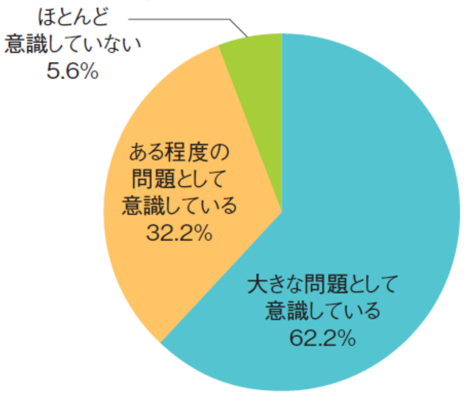

※ アンケートの母集団は、「自社内での技術管理が十分にできている」と回答した企業
出所： 経済産業省 「2008年版ものづくり白書」

＜⑥利用者のニーズに応じて進化する知財システム＞

○特許庁における取組

（利用者ニーズの把握）

- 大臣と産業界との意見交換（「特許戦略懇談会合」2006年度）から、産業財産権専門官による全国各地の中小企業への個別訪問に至るまで、知的財産制度利用者とのあらゆるコンタクトの機会を捉え、知的財産制度及びその運用、並びに関係する行政サービスに対するユーザーのニーズの把握に努めてきた。また、アンケート調査、パブリックコメントを通じたニーズの把握も実施。

（知財関係情報提供）

- 特許電子図書館（IPDL）の機能を追加・向上（2006年度：審査書類情報の提供対象を拡大、2007年度：全文テキスト検索機能の追加）。
- 特許審査官と同等のサーチ端末を工業所有権情報・研修館の公報閲覧室に16台設置（2006年度）。
- 登録実用新案公報（2005年度から）、意匠公報（2006年度から）のインターネットによる公報の発行を開始。

（審査処理）

- 特許、実用新案について早期審査の要件を緩和。
- 特に、特許については、「より早期に権利を取得したい」というニーズに対応し、2008年10月からスーパー早期審査の試行を開始。

（料金及び料金手続き）

- 2008年6月に特許料、商標の設定登録料等を引き下げ、中小企業等のコスト負担感を軽減。
- 2005年度から、特許出願等の手数料のインターネットを通じた納付の受付開始。2009年1月から、預金口座からの振替により特許料等手数料の納付の受付を開始予定。また、現在、クレジット決済の導入について検討中。

（ニーズ反映の取組強化）

- 特許庁は、中小企業から寄せられた意見・要望に対する検討結果を公表するなど、行政サービスの改善に向けた取組を2007年度から開始。

○農林水産省における取組

- 平成18年度に植物品種登録制度に対する要望のヒアリング調査を行い、その結果を、審査の効率化、迅速化を図るための審査官の計画的確保、審査官の育成強化、品種保護Gメンの増員などに反映。

図表36：「平成19年10月～12月に寄せられた中小企業から寄せられた制度等に対する主なご意見・ご要望について」（出所：特許庁HPに掲載された平成20年3月付け資料から抜粋）

・サーチ端末の地方経済産業局への設置のご要望について
【ご意見】サーチ端末を特許庁庁舎だけでなく、地方経済産業局特許室にも設置してほしい。
【検討結果】サーチ端末につきましては、各経済産業局の特許室（関東を除く）に隣接している（独）工業所有権情報・研修館地方閲覧室に平成21年度中に設置する予定です。
・IPDL（特許電子図書館）の経過情報の更新について
【ご意見】IPDLの経過情報の更新を早くして欲しい。
【検討結果】現在、運営基盤システム及び新検索システムを開発中ですが、その運用開始時までに、IPDLの経過情報についてリアルタイムの情報提供・更新を行う等、ユーザーにとって、より利便性が向上するデータ提供を実現すべく、検討していきます。

図表33：IPDLの検索回数の推移

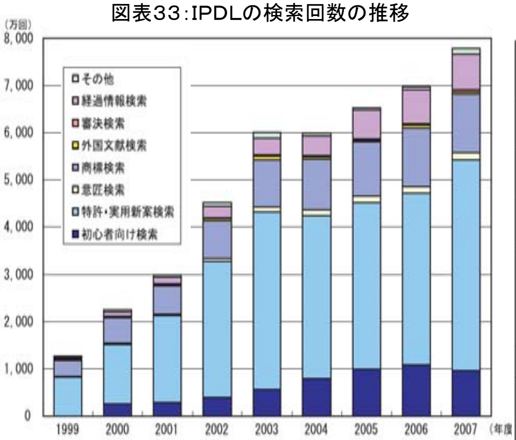

出所：特許庁 「特許行政年次報告書　2008年度版」

図表34：2008年6月の料金改正に関する権利を10年間維持した場合の特許・商標関係料金比較

	旧	新（2008年6月以降）
特許	49万円	44万円
商標	13万円	7万円

※特許については出願料、審査請求料、特許料、商標については、出願料、設定登録料をもとに計算
出所：　特許庁HPに基づき作成

図表35：特許の早期審査申立件数の推移

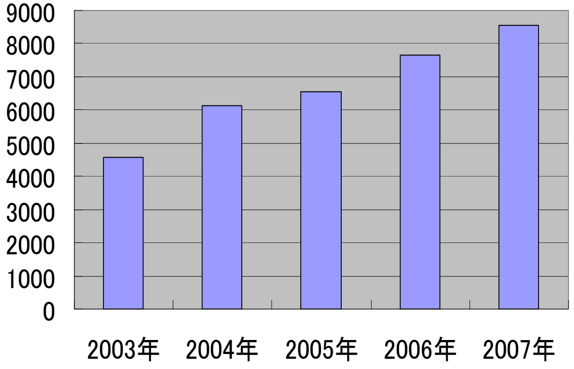

出所：特許庁年次報告書に基づき作成

図表37：日米欧における特許取得から維持までに係る料金

（注1）（注2）	日本	米国	欧州（注3）
出　願　料	16,000円	$1,167.4　(138,675円)	€ 132.5　(21,119円)
付加料		公開手数料 $300　(35,637円)	調査料 € 250　(39,848円)
審査請求料	200,200円		€ 333.8　(53,196円)
そ　の　他			指定料 € 80　(12,751円)
			権利維持料（注4） € 206.3　(32,874円)
権利取得に必要な費用	216,200円	$1,467.4　(174,312円)	€ 1,002.5　(159,788円)
権利維持に必要な費用（特許料等）	168,990円	$4,730　(561,877円)	€ 3,130　(498,891円)
合　　計	385,190円	$6,197.4　(736,189円)	€ 4,132.5　(658,679円)

（注1）この表の通貨換算率は、日本銀行が公表している外国為替相場状況（平成18年10月～平成19年9月の平均値）を使用。（1$=118.79円，1ユーロ=159.39円）
（注2）日米欧のそれぞれの平均的な出願で試算
（請求項数　日：７．９項（２００６）　米：２０．６項（２００５）　欧：１８．０項（２００５））
平均維持期間は９年
（注3）欧州はＥＰＯに指定国４（独国、英国、仏国、伊国）として出願され、ＥＰＯにて審査を行い、権利取得後はドイツ特許庁へ年金を支払うことを仮定した。
また、ＥＰＯへ支払う金額は総額を指定国数４で割り算出した。
（注4）ＥＰＯに支払う権利維持費用は、出願から権利設定までに平均４４．３月かかっていることから、第３年、第４年分を支払うと仮定した。

出所：第11回産業構造審議会知的財産政策部会（平成19年10月）資料
「特許料金の見直しの検討について」（特許庁作成）

図表38：外国での特許取得に要する費用（1ヶ国あたり）（再掲）

	全体費用	うち内外代理人費用（上段） うち翻訳費用（下段）
パリルート	131万円	71万円 35万円
PCTルート	109万円	56万円 26万円

※「パリルート」とは、パリ条約に基づく優先権主張を伴いつつ各国に直接出願するルート。
「PCTルート」とは、特許協力条約に基づく国際出願制度を利用して各国へ出案するルート。
※上記費用はアンケート調査で回答された費用の平均値（翻訳費、代理人費用、出願料等）。
PCTルートについては、5カ国に出願した場合の1カ国あたりの費用。

出所：「国際出願費用の比較と我が国企業の出願動向」（平成20年9月16日、（社）日本国際知的産保護協会）
（留意）一般的に多くの国に出願する場合は、PCTルートの方が1が国あたりの費用は少なくなると言われている。上記費用は、あくまでアンケート調査に基づくもの。実際の外国出願に要する費用は、請求項数、明細書数等に応じて、また、出願国数に応じて異なる。

図表39：おおよその弁理士費用の日米比較

	日本	米国
特許出願時	42万円	10，000ドル又はそれ以上
拒絶理由通知対応時	13万円	2，000ドル又はそれ以上

※　日本の費用は、日本弁理士会アンケート結果（平成15年度）に基づき作成。「特許出願時」費用は、明細書15頁、請求項5項、図面5枚、要約書1枚の場合の手数料平均値と謝金平均値の合計。「拒絶理由対応時」費用は、補正書作成手数料平均値、意見書作成手数料平均値の合計。
※　米国の費用は、米国知的財産権法協会（AIPLA）のホームページ上に2005年度に掲載された記事に基づく。
（留意）実際の弁理士費用は、明細書頁数、請求項数等に応じて異なる。